



KRT インタビュー

Q 活動してみて良かったこと、得たものは？
A 私にとっては、憧れの安曇野のために働けること自体が嬉しくて何をやっても楽しいと感じています！
Q 苦労したこと、つらかったことは？
A 情報発信をいかに分かりやすく伝わりやすくできるか悩みます。ゼロからやり方を考えて形にしていける時は、頭が沸騰しそうになります（笑）

KRT インタビュー



Q 活動してみて良かったこと、得たものは？
A いろんな保育現場を訪問できるので、一保育士として大変勉強になります。また、SNSで発信することはこれまでの自分の経験を活かしていると感じています。
Q 苦労したこと、つらかったことは？
A 初めての仕事で慣れるまでが大変でした。でも挑戦し甲斐があります！今まで野外活動が多かったので、デスクワークにはいまだに慣れませんが頑張ります。

安曇野の魅力を子育てに

「安曇野から自然保育を発信し、安曇野モデル」を全国に広げる事が最終目標」と話す杉本さんと山本さん。

安曇野の地域資源を活かした自然保育を「あづみの自然保育」としてブランド化するために活動しています。自然保育を地域の強みと位置付け、安曇野が子育て世代の移住先として選ばれよう、2人は日々、認定ことも園などの様子やおすすりする自然の遊び場など、市の子育て情報をSNSで発信しています。（関連記事9ページ）

「安曇野の身近な暮らしの中にある魅力的な環境や資源を子育て支援に活かしたい」と2人の探求心は尽きません。

周りの支えられぬ感謝

「地元の方々が知りえない情報を教わることが多く、市民の皆さんに助けられている」と感謝している杉本さん。相談すると「諦めずにこうやったらできるよ」などと前向きなアドバイスをもらえることも活動の活力になっていると話します。また、所属している子どもも支



あづみの自然保育展を開催



自然の遊び場を発信

援課でも職員の熱意と、困ったときにも親身になってくれるバックアップ体制もありがたいと言います。

コロナ禍の先に――

新型コロナウイルスの影響で、こども園等への訪問が思うようにならない状態が続いています。コロナ収束後の活動のため、現在は、情報を仕入れて整理し、発信に向けた下準備を進めています。

「現場の先生方や地域の方、保護者の皆さんと話をするだけでもっと活動の幅が広がります」と今後の展開に期待を寄せています。



子どもたちと餅つき



桶に爪先立ち

歌や染物、絵本を読むことを趣味としている山本さんは、知り合った安曇野のアーティストやクリエイターと協力しながら、アートと子育てをつなげていきたいと話します。

地域と共に目指す自然保育

「子どもを真ん中にして地域と共にある自然保育を目指していきたい」と語る2人。暮らしているからこそ分かってきたことを大切に安曇野の魅力を伝え、地域を学びながら活動しています。

2人の協力隊により、「あづみの自然保育」の魅力はこれからも全国に発信されます。2人が奔走する自然保育の「安曇野モデル」に今後も注目ください。

4月から

福祉医療費給付金の対象年齢を18歳まで拡大します

病院等の窓口で500円を支払うことで

医療を受けることができます



4月から、これまで中学校修了時までとしていた「福祉医療費」の支給対象年齢を、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大します。申請が必要な場合は忘れずに申請をお願いします。

拡大にあたっての手続き

- 令和4年度に満17歳・満18歳になる人（平成16年4月2日から平成18年4月1日生まれ）
3月中に福祉医療費受給者証交付申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、保険証と振込先のわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写しを添えて、郵送または、長寿社会課（福祉課）・各支所に直接申請してください。受付後、順次、福祉医療費受給者証を送付します。
※ひとり親家庭や障がい者の区分で福祉医療費受給資格のある人は、申請不要です。3月中に新しい受給者証を郵送しますので、4月1日以降は新しい受給者証を利用し、現在お使いの受給者証は破棄してください。



☎長寿社会課（福祉課） ☎71・2253
ID 86723

- 令和4年度に満16歳になる人
3月中に新しい受給者証を郵送します。申請は不要です。
- 上記以外の人（0歳から平成20年4月1日生まれ）
5月以降に、新しい受給者証を郵送します。申請は不要です。



国民健康保険・後期高齢者医療保険 所得申告の確認を

☎国保年金課 ☎71・2475
ID 87465

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者は、所得の申告が必要な場合があります。申告が必要な人は、令和3年分（令和3年1月～12月）の所得申告をお願いします。詳細は市HPでもご案内しています。

- 申告が必要な人
【国民健康保険】世帯主および国民健康保険加入者
【後期高齢者医療保険】後期高齢者医療保険加入者と同じ世帯すべての人（平成15年4月2日以降に生まれた人で収入がない人は除きます）
※後期高齢者医療保険は、75歳以上の人すべてと、認定を受けた人が加入する医療保険です。



- ご注意ください
▷申告がない場合は、保険料・保険給付（高額療養費）が正しく算定されない可能性があります。4月中旬までに申告をお願いします。（令和4年1月2日以降に安曇野市に転入した人は、転入前の市区町村に所得確認を行いますので、申告は不要です）
▷国民健康保険や後期高齢者医療保険では「収入がなかった人」や「非課税収入のみの人」も申告が必要です。非課税収入とは、遺族年金、障害年金、失業給付金などの収入を指します。